

第13章 放射性物質対策

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り軽減するような対策を取る必要がある。

2 現在の到達状況

- ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の対応と都の対策の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、市内の大学と連携し空間放射線の測定を行うなど迅速かつ臨機応変に対処している。
- ・東日本大震災では、放射能対策本部を設置し、対応に当たった。

3 課題

- ・福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- ・市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供し、問合せに対応する窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

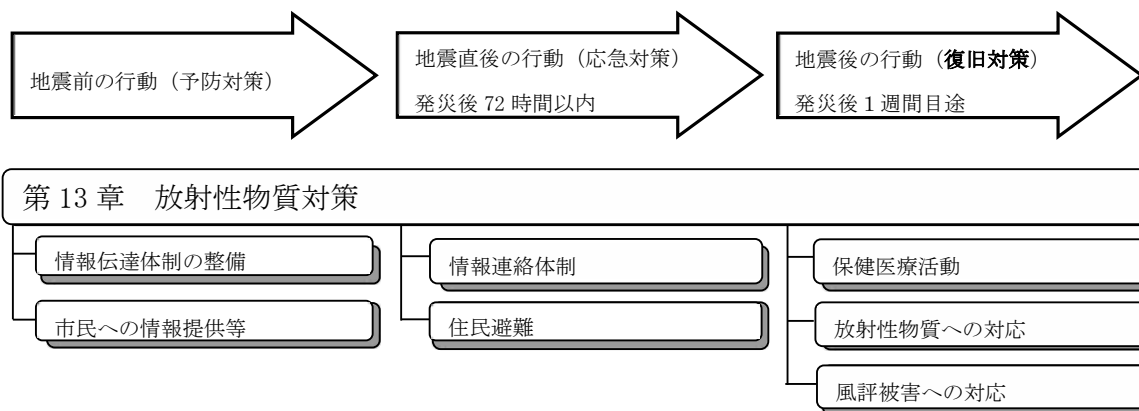
4 対策の方向性

- ・都との連携等役割分担を明確化し、体制を整備
- ・市民の不安払拭のための情報提供策の構築

5 到達目標

- ・円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築
- ・適切な情報提供等により市民の不安を払拭

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 情報伝達体制の整備 《環境課・防災防犯課》

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響(以下「放射性物質等による影響」という。)が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 市民への情報提供等 《環境課・防災防犯課》

市は、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

また、その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他いわゆる避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制を構築する。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・被害状況、消防活動状況等に関すること
- ・緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

第3節 応急対策

1 情報連絡体制 《環境課》

(1) 対策内容と役割分担

市内の大学と連携し、モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○空間放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

2 住民避難 《防犯防災課・環境課》

市は、関係機関との連携を密にし、原子力災害発生時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・指定避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

第4節 復旧対策

1 保健医療活動 《健康推進課》

放射性物質及び放射線による影響は五感で感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○健康相談に関する窓口の設置 ○外部被ばく線量等の測定結果の情報提供

(2) 取組内容

住民の求めに応じ、外部被ばく線量等の測定可能な施設の情報提供を行う。

2 放射性物質への対応 《環境課》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3 風評被害への対応 《シティプロモーション課》

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

